



注意事項

- 入札保証金の納付はクレジットカードのみです。
- 本物件について第三者の権利等の設定による負担、本物件の所有者が負担すべき債務等、買受人が引き受けなければならない法的義務については、買受人の負担となり、当市は責任を負担しません。  
本物件についての契約不適合責任など、本件から生ずる一切の責任を当市は負担しません。
- 本物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転します。したがって、その後に発生した財産の破損、紛失など当市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- 売払代金完納後の引渡しに要する費用、保管費用、所有権移転に要する諸費用並びに公租公課等は落札者の負担となります。  
引渡しについては、落札者または代理人(委任状(受領用)提出が必要)が直接引取りにきてください。(落札者が法人で代表者以外の方が受領される場合や配送業者が引取りにこられる場合も代理人となりますので、委任状が必要です。)  
物件の送付依頼はお受けしておりませんので、送付をご希望の場合は、落札者自身が配送業者等に依頼して対応してください。配送途中の破損や事故、盗難等の被害を受けても草津市は一切責任を負いません。  
輸送費等が必要な場合は落札者の負担となります。
- 引渡後は、落札者において登録手続きを行ってください。
- 落札者は、落札物件の移転前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者へ譲渡することはできません。
- 一度引渡された物品は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。
- 「契約締結期限」に記載された期限は、契約の締結が必要な場合はその締結期限、請書の提出が必要な場合はその提出期限です。

物件の写真





